

No.	カテゴリー	質問	回答
1	補助の仕組み	機器ごとの申請件数の上限を設定しているか。	補助対象設備ごとに申請受付件数の上限は設けておりません。
2	補助の仕組み	年度内で何度も申請できるのか。	補助金交付要綱にも記載しているとおり、1年度で1度のみの申請が可能です。なお、前年度までに補助金を受けて設置した設備に対して追加で設備を設置した場合には、その設備について上限の範囲内で申請が可能です。
3	補助の仕組み	市の予算がなくなった場合はどうなるのか。	12月27日の申込募集終了前に予算の上限に達した場合は、募集終了を前倒すことがあります。交付決定は、適正な申請書類一式であることを確認した順番で行いますので、補助を申請される場合は気を付けてお手続きください。
4	他の補助金	国や県において、同様の補助金はあるのか。	川崎市のホームページ上で、国・県の補助制度をご案内しています。 なお、各補助金の募集状況等については、それぞれのホームページなどを直接ご確認ください。 (類似の補助制度 ご案内ページ) https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139049.html#index-1-84
5	補助要件 / 全般	設備の着手とあるが、太陽光・蓄電池・ZEH等について、それぞれ何をもって着手なのか。	太陽光発電設備と蓄電池については、それらの設備を設置するための工事を行うと着手したものと判断します。また、ZEH等については、住宅の基礎工事までは行うことができますが、そこから先に行われる住宅本体の工事を行うと着手したものと判断します。
6	補助要件 / 全般	契約書の契約日が補助申請開始前の日付ですが、補助金の申請は可能か。	申請開始日の前であっても、設備の設置工事に着手していなければ申請は可能です。着工日と設置完了日の予定を申請フォームに入力してください。契約書に記載の工事着手日と異なっても差支えありませんので、入力時の最新スケジュールから入力をお願いします。なお、補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助金を受け取ることができませんのでご注意ください。
7	補助要件 / 全般	過去、スマート補助金を申請しているが、増設する場合申請可能か。	過去にスマートハウス補助金を活用されていても、増設設備が本制度の補助対象設備の要件に合致すれば、申請は可能です。
8	補助要件 / 全般	住宅でなく、事務所として使用している建物に太陽光発電設備を設置するのですが、補助対象となりうるか。	本補助金は、個人向けの補助制度となりますので、事務所は補助対象外です。 川崎市が行う事業者向けの補助事業としては、「市内事業者エコ化支援事業」「川崎市未来志向の設備投資応援補助金」などがあります。
9	補助要件 / 全般	自宅兼事務所で電気メーターが分かれていない場合、補助の対象となるか。	発電した電力を自宅専有スペースに供給する設備で、そのことを証することができれば補助対象となります。ご質問のケースでは、電気メーターが分かれておらず、一体的に供給されているものと思われるため、補助対象外となります。 手続き時には、電気メーターが分かれていることを確認するため、自宅と事務所それぞれで電力に関する契約を交わしていることがわかる資料（利用明細など）をご提出いただくことになります。
10	補助要件 / 太陽光	建物の所有者がすでになくなっており、その家族が太陽光発電設備等の設置工事をしたいのですが、補助金の申請は可能ですか。	原則、相続の手続き等完了後にご申請ください。なお、申請者と建物の所有者が同一である必要はありません。異なる場合は、同意書（第2号様式）を申請の際に提出して設備等の設置について所有者の同意を得ていることを示してください。
11	補助要件 / 太陽光	太陽光発電設備は、リースやPPAの場合でも補助申請は可能か。	本補助金は、設置時の初期費用による設置者の負担を軽減することを目的としており、リースやPPAなど初期費用が発生しないような設置手法の場合は、本補助の対象となりません。
12	補助要件 / 太陽光	太陽光発電設備を7kw、パワコンが5kwで設置しようとしているが、補助対象の容量はどちらになるか。 太陽光発電設備が11kw、パワコンが9kwの場合、要綱の要件の10kw未満として大丈夫か。	基本的には太陽光発電設備の設置容量で判断します。 一方で、設置容量が10kWを超える場合であっても、パワコンの影響のよって実際の出力が10kW未満となる場合は、その実際の出力を補助対象容量として本補助制度の対象となります。
13	補助要件 / 太陽光	太陽光発電設備について、市の登録事業者ではない事業者が工事を施工してもらったが、補助金の申請ができないのか。	補助対象となる太陽光発電設備は、「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録している事業者が設置した設備である必要があります。この登録は、設置完了届の提出までに行われていなければ差支えありません。なお、設置完了届は、工事完了後30日以内に提出する必要があります。
14	補助要件 / 太陽光	太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録するのに必要となるe-ラーニングを受けるには費用はかかるか。 また、設置工事は他社に委託しているが、補助対象となるためには、販売会社と設置工事会社の両者が登録している必要があるか。	e-ラーニングの受講に費用はかかりません。無料で受講・登録することができます。 必ずしも両者が登録する必要はありません。「太陽光発電設備普及事業者登録制度」は、市民に対して市内で活動する事業者情報を発信することを目的のひとつとしていますので、市民から設備設置に関する問合せ等があった場合に御対応いただける事業者を登録いただくようお願いします。
15	補助要件 / 蓄電池	蓄電池の導入要件はどのようなものか。	蓄電池の導入要件は次のとおりです。 ①自己所有する太陽光発電設備と連系していること ②環境省が実施する「戸建ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において補助対象製品として登録されている蓄電池 ※②については、設置完了届の提出までに登録されていること。
16	補助要件 / 蓄電池	蓄電池の設置について、太陽光発電設備と連系する必要があるとされているが、自己所有、PPA、リース、いずれの場合でも可能なのか。	蓄電池と連携する太陽光発電設備は、申請される方が所有されているものに限りません。
17	補助要件 / 蓄電池	蓄電池について、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録申請中の設備を設置したい。登録される前に申請しても良いか。	工事後にご提出いただく設置完了届の提出時までに「戸建ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象製品として登録していれば補助対象としますので、申請時に登録されていなくても申請可能です。 なお、登録に関するお問い合わせは一般社団法人環境共創イニシアチブにお問い合わせください。

No.	カテゴリー	質問	回答
18	補助要件 / 蓄電池	太陽光発電設備は設置していないが、蓄電池のみの設置でも認められるのか。	蓄電池の補助については、自己所有する太陽光発電設備と連系していることが前提となりますので、太陽光発電設備が設置されていない（または設置されていても蓄電池と連系していない）のであれば、補助対象とはなりません。
19	補助要件 / 蓄電池	国の「住宅省エネ2024キャンペーン」内の「子育てエコホーム支援事業」のリフォームに関する蓄電池補助と市の補助金を併用予定。 当該補助金の手続きは、設置工事後に交付申請を行うこととなっており、交付決定通知書の写しを申請時に提出することができない。	他の補助金を活用する場合、申請時に「他補助金の交付を受けること」「他補助金の交付額」を証する書類を提出いただく必要があります。 ご質問のケースでは、設置工事前に子育てエコホーム支援事業補助金共同事業実施規約（リフォーム用）を事業者と申請者間で締結することになると思いますので、当該規約の写しと当該補助金の補助額が掲載されているホームページの画面コピー提出をお願いいたします。 なお、ZEH等の場合は、ZEH性能を有する住宅となることを確認するため、BELS評価書の写しをあわせて提出していただきますので、ご注意ください。 他の補助金との併用については個々に対応する場合がありますので、疑問点がありましたら川崎市環境局脱炭素戦略推進室（044-200-2178）までお問い合わせください。
20	手続き / 全般	申請から交付決定までどれくらいの期間がかかるのか。	申請をさせてから3～4週間ほどで交付決定通知を送付する予定です。しかしながら、申請の応募状況などによっては、この期間が多少前後することがありますので、期日に余裕をもって申請いただくようお願いいたします。
21	手続き / 全般	昨年度までは紙での申請もできたようだが、今年度は紙による申請はできないのか。	申請者の負担や審査の効率化を図るため、電子申請によることとしています。設備を購入した業者や施工業者などに申請手続き等を委任することが可能です。
22	手続き / 全般	申請に不備があった場合、どのように連絡が来るのか。	川崎市の電子申請システム「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」による差し戻し処理を行い、申請者（事務手続者による申請を含む）へ確認の依頼をします。なお、差し戻し処理を行うと、e-KAWASAKIの利用者登録の際に入力したメールアドレス宛てに差し戻しを行った旨のお知らせが届きます。
23	手続き / 全般	完了届を提出してからどれくらいで補助金が振り込まれますか。	提出された設置完了届に対して審査を行い、およそ3～4週間で交付額確定通知書を発行いたします。その後ホームページに掲載されている請求書の様式に必要事項を記入の上、脱炭素戦略推進室宛てに郵送をお願いします。請求書受領後、おおむね30日以内にお振込みいたします。
24	手続き / 全般	指定の日までに補助金を振り込んでほしい。	あらかじめ補助金の振込日をご指定いただくことはできません。
25	手続き / 全般	交付決定を受けた後にトラブルがあって施工中止になった場合、市に対する手続きは必要か。	設置中止となることが決定次第、計画中止届を提出いただくようお願いいたします。
26	手続き / 全般	二世帯住宅でそれぞれの世帯で設備を導入する予定だが、あわせて一つの申請でもよいか。	それぞれの世帯に設備を設置して補助金を受けようとする場合は、太陽光発電設備に関する電力会社等との契約が世帯ごとに分かれている場合には、それぞれ申請することができます。
27	手続き / 全般	太陽光発電設備などの補助を受けた設備を廃棄する際に補助金は返還しなければいけないのでしょうか。	法定耐用年数の期間内（太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）に設備等を処分される場合は、必ず処分承認申請書（第9号様式）を提出する必要があり、そのうえで、交付された補助金の一部または全額の返還を求められます。 返還が生ずるか否かについてはケースバイケースとなりますので、やむを得ず法定耐用年数の期間内に設備を処分することとなりましたら、脱炭素戦略推進室までご相談ください。
28	手続き / 申請	現在、川崎市外で生活しています。新築の家を川崎市内に建てて引っ越すのですが、その場合は納税証明書はどうすればよいのでしょうか。	現在お住まいの住所地の自治体の納税証明書をご提出ください。
29	手続き / 申請	契約書の提出とあるが、収入印紙が貼られていないと受付は行ってもらえないのか。	有効な契約書として収入印紙の貼付が必要であることから、貼付がない場合は受付を行うことができません。 必ず貼付した契約書の写しを提出いただくをお願いします。
30	手続き / 申請	すでに太陽光発電設備を設置済みで、蓄電池を導入する場合、電力契約者の名称が申請者とは異なる場合、何か書類が必要か？	同居を確認するため、申請時に申請者と契約者の名称が記載された住民票の写しを追加で提出していただく必要があります。
31	手続き / 申請	契約書の提出とあるが、業者控えでもよいのか。	契約の有効性を確認するため、収入印紙が貼付された本人控えを提出していただく必要があります。
32	手続き / 申請	契約を電子で締結しているが、追加で提出する書類はあるのか。	契約書が電子の場合には、契約を締結した旨を証明する書類を提出いただく必要があります。
33	手続き / 設置完了	新築工事を行っているため、設置完了届の必要書類として、住宅工事を含めた総額表示の領収書の写しを提出することとなるが、受付は可能か。	領収書には設備ごとに要した経費（購入や工事に要した費用）が記載されている必要があります。領収書への記載が不可能な場合には、領収書を発行した事業者へ領収内訳書を別紙で作成していただき、それをご提出いただくよう、お願いします。
34	手続き / 設置完了	ローンを組んで設備を設置したため、領収書が発行されないが、設置完了届は受け付けてもらえるのか。	代金の支払いを証する書類を提出いただく必要があります。工事請負業者にご相談のうえ、ローンによる代金受領を工事請負業者（ローン会社の証明不可）から証明してもらってください。（領収額証明書など。支払者、支払額、支払対象設備名の記載をお願いします）
35	手続き / 設置完了	「他の補助金の交付確定を示す書類」について、この「他の補助金」が工事後に申請を行う制度となっているために交付確定まで多くの期間が必要となり、設置完了届の提出が大幅に遅延することが見込まれる。どのように対応すればよいのか。	国土交通省が実施する「子育てエコホーム支援事業」などの交付申請を工事後に行う補助制度の場合は、本補助金の交付に大幅な遅れが生じる可能性があることから、設置完了届への提出を省略することができます。 (R6.10.23追加)